

様式第 3 号（第 11 条関係）

覚 書

相生市教育委員会と（以下「広告主」という。）とは、相生市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第 1 条 相生市立図書館（以下「図書館」という。）は、広告主から次の雑誌の提供を受けるものとする。

雑誌名	雑誌提供期間
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

（広告掲載の方法）

第 2 条 図書館は、広告主から提供を受けた雑誌の最新号にカバーをかけ、広告主の広報を当該雑誌のカバー裏面に表示するものとする。この場合において、広告の表示内容等については事前に協議するものとする。

（提供期間）

第 3 条 広告主が図書館に対して雑誌を提供する期間は、当該年度の 3 月末までとする。

2 期間満了の 3 月前までに、教育長または広告主のいずれかより解約の意思表示がない場合は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

（広告主の責務）

第 4 条 広告主は、当該広告主が表示した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告に内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関するすべての権利処理等が完了していることを教育長に対し保証するものとする。

3 第三者から広告に関連した苦情の申し立てまたは損害賠償等の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告主は、決定を受けた広告表示の権利を他人に譲渡し、または転貸してはならないものとする。

（広告の入替・変更）

第 5 条 広告の入替・変更は当該雑誌の新刊入替にあわせて行う。また、雑誌広告の内容変更を行う場合は、相生市立図書館雑誌広告掲載申込内容変更届（様式第 4 号）により届け出るものとする。

- 2 申込者は、入れ替える広告を新刊配架 7 日前までに図書館に提出する。
3 広告の入替回数は年間最大 12 回とする。
(支払方法)

第 6 条 提供される雑誌の支払いについては、広告主が直接雑誌納入業者に支払うものとする。なお、振込手数料等の支払いに必要な一切の経費は、広告主の負担とする。
(協議)

第 7 条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育長及び広告主が協議し、解決を図るものとする。

この覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

住所

相生市旭一丁目 3 番 1 8 号
相生市教育委員会

氏名

教育長

㊟

住所 (事業所所在地)

氏名 (事業者名)

㊟